

# 財団法人北軽井沢霊園管理規程

## 第 1 章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めかおるもののほか財団法人北軽井沢霊園（以下「霊園」という。）の設置管理使用その他について定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規程において、霊園とは墓所およびこれに附属する施設の総体をいう。

### (設 置)

第3条 霊園の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	財団法人北軽井沢霊園
位置	群馬県長野原町大字北軽井沢字新鎌 1987 番地の 361

### (使用の許可)

第4条 霊園を使用する者は、理事長の許可をうけなければならない。

2 霊園の使用許可を受けた者に対しては、使用許可証を交付する。

### (使用の条件等)

第5条 理事長は、霊園の使用者に対しその使用に条件を附し、または維持管理に必要な設備の設置、その他適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項の規定により設備の設置、その他の措置を行うことを求められた者が、これを行わないときは、理事長は自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

### (使用の変更または取消)

第6条 理事長は、霊園の管理、その他事業執行上必要があると認めたときは使用についての内容の全部もしくは一部を変更し、または取り消しすることができる。

2 前項の規定により、使用についての内容の全部もしくは一部を変更し、または取消したときは、理事長はこれに代えるべきものを提供し、もしくは相当額の補償をし、または第14条第2項ただし書きの規定を適用して既納の使用料を還付しなければならない。

## 第 2 章 墓 所

### (使用の目的)

第 7 条 墓所は、その目的以外に使用することはできない。

### (死体埋葬の禁止)

第 8 条 墓所には死体を埋葬することはできない。

### (使用権の承継)

第 9 条 墓所の使用権は、祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、前項に規定する承継する者がいない場合は、親族その他の縁故者からその理由を付して理事長に申し出て墓所の使用権の承継をすることができる。

### (使用権の消滅)

第 10 条 次の各号の 1 に該当する事由があった場合は、墓所の使用権は消滅する。

(1) 墓所の使用者が死亡した日から起算して 5 年を経過しても墓所の使用権の承継人がいないとき。

(2) 墓所の使用者およびその家族が住所不明となり、かつ縁故者がなく 5 年を経過したとき。

(3) 墓所の使用者が返還したとき。

2 前条および前項第 3 号に掲げる事由が生じた場合は、当該墓所の使用者の承継人または使用者は理事長にその旨を届出なければならない。

### (使用権の取消し)

第 11 条 次の各号の一に該当する事由があった場合は、理事長は墓所の使用権を取消することができる。

(1) 墓所を目的外に使用したとき。

(2) 使用権を譲渡し、または転貸したとき。

(3) 法令またはこの規定に重大な違反をしたとき。

2 前項の規定により、使用権を取り消された者は、直ちに墓所を現状に復してこれを返還しなければならない。

3 前項の義務者がその措置を行なわないときは、理事長は自らこれを行なうことができる。

### (無縁の墳墓)

第 12 条 第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号に該当する事由により、使用権の消滅した墓所に

については、焼骨または遺骨を一定の場所に改葬し、その墓を撤去するものとする。

(墓所の種別)

第13条 墓所の種別および1区画の面積は、つぎのとおりとする。

- (1) 1区画 9.92 m<sup>2</sup> (3坪)
- (2) 1区画 19.84 m<sup>2</sup> (6坪)
- (3) 1区画 29.76 m<sup>2</sup> (9坪)
- (4) その他、地形により適宜の区画をする。

(使用料)

第14条 墓所を使用しようとする者は、使用許可と同時に別表に定める当該種別に応じた使用料を納付しなければならない。

ただし、理事長が認めたときは、分割して納付することができる。

2 既納の使用料は還付しない。

ただし、第6条第2項後段の場合、または理事長が特別の事由があると認めたときは、その全部または一部を還付することができる。

(墓所管理料)

第15条 墓所の使用者は、1年に付き使用面積1平方メートル当たり 円の墓所管理料を納付しなければならない。

ただし、理事長が特別の事由があると認めたものについては、これを減免することができる。

(永代墓所管理料)

第16条 永代墓所管理料は、永代使用料と同額とする。

2 永代墓地管理料を納付した者の墓所は、永代管理を行う。

### 第 3 章 雑 則

(使用許可証の再交付および手数料)

第17条 第4条第2項の規定により交付した使用許可証を紛失し、滅失し、または汚損した場合、使用者は使用許可証の再交付を理事長に申請することができる。

2 前項の規定により、使用許可証の再交付を申請するときは、1件につき 円の再交付手数料を納付しなければならない。

(損害賠償)

第18条 霊園内における施設もしくは設備を故意もしくは過失により、き損しまたは滅失したものは、理事長が定める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この規程について必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和47年2月1日から施行する。